

強いられた「苦渋の選択」

— 「除染土壌の再利用および最終処分をめぐる意見聴取会」傍聴の感想 —

1. 「原発ゼロの会」主催の意見聴取会

2019年5月13日、16:00-18:00の間、衆議院第一議員会館地下1階大会議室で、標記の意見聴取会が行われた。原子力市民委員会も協力団体として全面的な協力を行い、筆者も傍聴した。聴衆はおよそ170人で、盛会であった。

会の進行は、「原発ゼロの会」の近藤昭一共同代表の挨拶に始まり、阿部知子事務局長の司会で行われた。初めに環境省の担当官から「福島県内『中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略』に基づく再利用について」と「福島県外における放射性物質汚染対処特措法に基づく最終処分について」という2件の施策説明があった。

ついで、原子力市民委員会の大島堅一座長と茅野恒秀核廃棄物部会委員から、「解説：除去土壌の再利用および最終処分をめぐる問題をどう見るか」の説明があった。同委員会は、併せて「声明：環境省は除染土の再生利用と安易な処分をやめ、国民の熟議と合意にもとづいた最終処分のあり方を提示せよ」という文書を発出した。

その後、12人の申込者から5分ずつの割り当て時間で意見陳述があった(1名は意見書のみ)。市民側として現在の環境省の政策が間違っているという意見の人たちが11人(藤原寿和、田代真人、糸永浩司、今中哲二、満田夏花、木幡忠幸、大沼淳一、栗村桂子、松野玲子、和田央子、瀬川嘉之のみなさん)、環境省の施策を肯定し協力している立場の人が田中俊一さん一人であった。

会の最後に、原発ゼロの会の山崎誠議員と初鹿明博議員から意見陳述を受け止めた感想が述べられ、最後に大熊町の木幡ますみ町会議員がフロアから発言された。

2. 田中俊一氏の発言

前原子力規制委員会委員長の田中俊一氏は、現在飯館村復興アドバイザーとして、菅野村長や長泥地区の嶋原区長のサポートをし、環境省の除染土再利用実証事業の推進を後押ししている¹。

発言の冒頭に、「せっかく来たのに(他の発言者と同じ)5分しかもらえないのか」「ふるさとを取り戻したい長泥の人たちの苦渋決断をきけ」といった発言があり、一巡した後に進行係の阿部議員から再度の発言の機会を提供された際には、「住民の苦渋の決断を応援するのが当たり前だ」「政策を決定するのに、国民の意見は聞く必要はない。こんな会合は無意味だ」という、高飛車な発言をされた²。ま

¹ 「ファクトシート：飯館村長泥地区における除染土再利用実証事業」 FoE Japan、2018年10月28日
http://www.foejapan.org/energy/fukushima/pdf/181012_nagadoro.pdf

² 飯館村の汚染土壌再処理 田中氏「議員も責任を」：テレビ朝日2019年5月14日
https://news.tv-asahi.co.jp/news_society/articles/000154441.html

た、その発言のレジュメには、次の記述がある。

鳴原区長は次のように述べている。「長泥住民としては、なんとしても自分の故郷を取り戻したい思いで、この再生事業に取り組むことにした。環境省と村から、説明を受け、何回も総会を開き、前を向くために苦渋の選択をした。(以下略)」

専門家の位置づけを、一般市民より一段高く認識しているようだ。また、行政の施策は、住民に広い選択肢を提供するのではなくて、問題を都合よく小さくまとめ、限られた選択肢しか与えていない。そして、これを拒否したら助成を行わない、という不利な条件を押し付けて、「苦渋の選択」を迫る方策しか提示していないのではないか。さらに、「専門家」がその後押しをしているのではないか。

3. 苦渋の選択の例

飯館村長泥地区の除染土再利用実証事業のほかに、地元住民に「苦渋の選択」を迫っている例は少ない。典型例をあげる。

(1) 帰還困難区域の解除

年間被ばく量 20mSv 以下なら無害として帰還を促していること。

(2) 南相馬市小高区の高速度道路インターチェンジ設置

南相馬市の桜井前市長が、インターチェンジを環境省の予算で設置することと引き換えに、除染土を常磐自動車道の拡幅工事の路盤に再利用する実証実験受け入れを了解した³。これについて「悔しいけれども受け入れた」と桜井前市長はテレビインタビューで答えている。結果的に住民の反対でこの計画は延期された。

二本松市では、除染土壌を道路基盤材として再利用する計画が立てられたが、市民の反対が強く、再検討に付された。

(3) 規制のない汚染木材利用

森林除染が行われないうまま、汚染木材の利用が推奨されている。林業従事者を救済するための間伐推進と再生可能エネルギー推進政策の下、汚染木材が全国へ流通している（和田央子さんの意見陳

福島県飯館村で環境省などが実施している汚染土壌の再処理の進め方などについて説明を求める国会議員らに対し、原子力規制委員会の前の委員長が反論しました。 規制委員会前委員長・田中俊一氏：「(飯館村)長泥(地区)の住民の方がどれだけ苦労して決断に至ったか、住民の苦渋の決断を応援するのが当たり前」 飯館村では、発生した除染土を村の帰還困難区域に埋め立て、普通の土を盛ったうえで試験農業を行う取り組みが環境省を中心に進んでいます。この事業の進め方に対し、国民への説明が不足しているなどとして阿部知子議員ら「原発ゼロの会」が説明を求めています。これに対し、規制委の前の委員長で飯館村に移住して復興の手伝いをしてきた田中氏は、法律に基づいて行われている除染について国会議員も責任を持つべきだと反論しました。

³ 「汚染土と復興～東日本大震災から8年」 dailymotion『報道特集』2019年3月9日

<https://www.dailymotion.com/video/x73tzt>

述)。

4. 「減容化」の意味と後付けの許容基準

今回の公聴会で、改めて浮かび上がった不条理な点を挙げてみたい（上記の原子力市民委員会「解説」から）。

(1) 「減容化」の意味

第1回「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略検討会」における環境省担当者の発言の引用

「減容といいますと、文字そのものから容積を減らすということになるわけでありましてけれども、除染土壌等の場合には、容積そのものが、土の容量そのものが減ることでもございまして、さなざまな減容技術を用いて放射能濃度の低いものと高いものに分ける。そのうち低いものを再生資源とすることで最終処分すべき量を減らす。これをこの検討会あるいはこの資料における減容という言葉の使い方とさせていただければと思います」⁴

(2) 後付けの許容基準

放射性物質は、原子力等規制法に基づき核種に応じてクリアランス基準を定め（セシウムの場合は100Bq/kg）、それ以上であれば「放射性廃棄物」として扱われ、厳重に管理されてきた。しかし、東京電力福島第一原発事故の後、原子炉から放出された大量の放射性物質による汚染に対処するための特措法で、8000Bq/kg以下の廃棄物を特定一般廃棄物・特定産業廃棄物として通常のゴミと同様に処理できるとする基準が設けられ、クリアランス基準との二重基準（ダブルスタンダード）が生じている。

(3) 再生利用した場合に必要な管理期間

除染土壌を再生利用した場合には、クリアランスレベル100Bq/kgになるまで確実に管理し、仮にも流出するようなことがあってはならない。第2回「除染土壌等の再生利用に係る放射線影響に関する安全性評価検討ワーキンググループ」で次の表が示された。すなわち、仮に5000Bq/kgの除染土壌を再生利用すると、クリアランスレベルである100Bq/kgに減衰するまで170年かかるという試算である。このWGにおいては、盛り土などの土木構造物の耐用年数は70年であるとするデータも示されたという⁵。

⁴ 中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略検討会、第1回、議事録、2015年7月21日、p.8
http://josen.env.go.jp/chukanchozou/facility/effort/investigative_commission/pdf/proceedings_150721.pdf

⁵ 日野公介『除染と国家』集英社新書、2018年、p.109

表 1. 管理期間終了を約 100Bq/kg 相当とする場合の管理期間⁶

希釈考慮なし		再生利用開始年の濃度(Bq/kg)							
		500	600	1000	1200	3000	5000	8000	10000
再生利用開始年	H28 (2016)	62	70	92	100	140	162	182	192
	H57 (2045)	70	78	100	108	148	170	191	200

管理期間
(年数)

5. 犠牲の強要と泣き寝入り

(1) 権力と専門家

原発事故で大規模な汚染が広がる事態への対処は、あらかじめ法制度の中で準備されていなかった。その事態に直面した後、政府は事故被害を最小に見せかけるようにあらゆる手段を駆使した。そのために、被害者に受忍を強いることを最大限に行った。その際に「専門家」が動員され、「専門家」は直接責任を負わないで、市長や区長といった行政権限者の判断を補強し、異議を申し立てる市民の代案を封じ込める役目を果たした。田中氏が、「市民の意見を聞く必要はない。政治家が決めればよい」と発言したのは、そういう立場を表明したと思う。

政府の審議会でも、多くの「専門家」が動員されており、しばしば非公開、もしくは、資料が黒塗りされる環境に守られて、市民の運命を決めている。そして、行政当局は「専門家の判断」という逃げ道を用意し、専門家は「科学」を口にするか、「わたしは安全とはいいません。規制基準に対する適合の判断をしているだけです」という。

(2) 市民の主権

現状では、さまざまな局面で、地元市民が現在の原発事故の後始末の簡素化（手抜き）の犠牲になっている。その後始末も、大元からの正統的な手法がとられず、その場しのぎの簡易策でお茶を濁すようになっており、8年経過してそのツケがだんだん表にあらわになって出てきている。

市民が意思決定に参加する道を作っていくためには、陰に隠れている「専門家」を表に引き出して議論する機会を増やしていくことが必要なのではないだろうか。

最後に「フロアから一人」といわれて発言した大熊町の町会議員・木幡ますみさんは、不合理な選択肢の中に追い詰められている地元住民の閉塞した、言葉になりにくい苦しみを訴えられたように思う。オーソドックスで合理的なマスタープランの必要性を感じた公聴会であった。

(2019年5月16日 哲)

⁶ 日本原子力研究開発機構「除去土壌等の再生利用に係る追加被ばく線量について」放安 WG 資料 2-2、2016年1月27日、p.9
http://josen.env.go.jp/chukanchozou/facility/effort/investigative_commission/pdf/investigative_commission_wg_02_text.pdf